

# (案)

## 警備業務委託契約書

愛媛県産業技術研究所 所長

(以下「甲」という。) と

(以下「乙」という。) とは、次の条項により上記記業務の委託について、契約を締結する。

### (総則)

第1条 甲及び乙は、この契約書に基づき、別記仕様書及び個人情報取扱特記事項に従い、この契約を誠実に履行しなければならない。

2 この契約の締結に要する費用は、すべて乙の負担とする。

### (委託料)

第2条 業務委託料は、月額 円(うち消費税及び地方消費税 円)とする。

2 本契約により乙が業務を開始した日、または本契約が終了した日が月の途中である場合は、当該月の日数に応じた日割計算によるものとする。

### (委託期間)

第3条 委託期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、翌年度以降において、甲の歳入歳出予算の金額について減額又は削減があった場合は、この契約は解除するものとする。

### (契約保証金)

第4条 契約保証金は、全部を免除する。

### (権利義務の譲渡等の禁止)

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を得たときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の2に規定する金融機関に対し売掛金債権を譲渡することができる。

3 前項の規定に基づき売掛金債権の譲渡を行った場合において当該譲渡の通知を受けるまでにした甲の弁済の効力は、愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)の規定に基づき会計管理者が指定金融機関又は指定代理金融機関に支払指示を行った時に生ずるものとする。

### (再委託等の禁止)

第6条 乙は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部については、あらかじめ書面により甲の承認を得たときは、この限りではない。

### (調査等)

## (案)

第7条 甲は、必要と認めたときは、乙の委託業務の実施状況について調査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

### (履行報告及び確認)

第8条 乙は、毎月の業務が完了したときは、翌月10日までに業務完了報告書を提出しなければならない。

2 甲は、前項の業務完了報告書を受理したときは、その日から10日以内に完了検査を行うものとする。

### (委託料の支払)

第9条 乙は、前条に定める甲の完了検査が終了した後、甲に請求書を提出し、甲は請求書を受理した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に、乙に代金を支払わなければならない。

### (支払の遅延)

第10条 甲は自己の責めに帰すべき事由により約定期間内に代金を支払わないときは、遅延利息を乙に支払うものとする。遅延利息の計算は政府契約の支払遅延防止法等に関する法律（昭和24年法律第256号）によるものとする。

ただし、その額が100円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとし、また、その額に100円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

### (業務内容の変更)

第11条 甲は、必要があると認めたときは、業務内容の全部又は一部を変更することができるものとする。この場合における委託金額又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議のうえ定める。

### (事情変更)

第12条 契約締結後において、天災地変その他の不測の事情に基づく経済情勢の激変により契約内容が著しく不適当と認められるにいたったときは、その実情に応じ、甲乙協議して、書面により契約金額その他の契約内容を変更することができる。

### (秘密保持)

第13条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 乙は、その使用する者が、委託業務の処理に関し知り得た秘密を他に漏らさないようにしなければならない。

### (甲の解除権)

第14条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙又はその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

(2) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないと、又はその職務の執行を妨害したとき。

## (案)

- (3) 乙の役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者をいう。）又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員等愛媛県暴力団排除条例（平成 22 年 3 月 26 日条例第 24 号。）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）と認められるとき。
- (4) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (5) 乙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
- (6) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (7) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (8) 乙（ウ及びエにあっては、乙が法人である場合においてはその役員又は使用人個人である場合においてはその者又は使用人を含む。）が次のいずれかに該当したとき。
- ア 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「同線禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
- イ 公正取引委員会から同園禁止法第 62 条第 1 項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。
- ウ 刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条（独占禁止法第 89 条第 1 項に規定する違反行為をした場合に限る。）の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき。
- エ 刑法第 197 条から第 197 条の 4 までに規定する賄賂を甲の職員（一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。）、職員になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき（これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。）。
- (9) 第 15 条の規定によらないで、乙から契約解除の申出があったとき。
- 3 第 1 項の規定又は前項の規定により契約を解除したときは、乙は、委託料の 10 分の 1 の額を違約金として甲の指定する期限までに納付しなければならない。
- 4 乙は、第 1 項又は第 2 項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被

## (案)

った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

### (乙の解除権)

第15条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

### (損害の賠償)

第16条 乙は、その責に帰する事由により、委託業務の実施に関し、甲の財産、甲の職員又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

### (警備機器の設置等)

第17条 本契約締結後、乙は、速やかに委託業務の実施に必要な警備機器を添付図面に表示した場所に設置し、正常に稼働させるよう適宜点検を行い、その結果を甲に報告するものとする。

### (警備機器の補修等の費用)

第18条 警備機器の補修等に要する費用は、甲の責に帰する事由によるときは、甲が負担するものとする。

2 警備機器の配線等が経年摩耗により、乙の業務履行に支障が生じた場合は、乙の負担で補修または交換を行うものとする。

### (機械警備装置の撤去)

第19条 本契約終了後、乙は、自らの負担により遅滞なく警備機器を撤去するものとする。

### (契約外の事項)

第20条 この契約書に定めのない事項については、愛媛県会計規則及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律によるものとし、同規則等に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和8年4月 日

松山市久米窪田町487番地2  
甲 愛媛県産業技術研究所  
所長

乙